

介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業のご案内

助成対象拡充のお知らせ

令和8年度から、以下のとおり**助成対象を拡充しました**。

- サービス種別の追加
介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） の追加
- 要件の緩和
「事業所の介護従事職員が常勤換算で 15 人以下であること」
「法人全体の従事職員数が 300 人以下であること」 } 要件の削除
- 助成対象者の拡大
助成対象者を「介護従事職員」から「職員」に変更
（事務職やドライバーも対象とすることが可能に）

1. 事業の目的及び内容

杉並区内の 24 時間対応等のサービスの提供を行なっている介護保険サービス事業所に勤務する職員の処遇改善を図ることを目的に、対象となる事業者以下の費用を助成します。

- 非常勤介護職員の健康診断の費用を助成します。
- 事業所における職員のメンタルヘルス向上の支援として、精神科医師、臨床心理士、産業カウンセラーによる精神保健相談（面接相談、カウンセリング等）の費用を助成します。

2. 対象となる事業所

以下の(1)、(2)のすべてを満たす事業者(法人)が対象となります。

(1) 次のサービスのいずれかを実施している事業所を運営していること

① 訪問介護	⑦ 看護・小規模多機能型居宅介護
② 訪問看護	⑧ 認知症対応型共同生活介護
③ 短期入所生活介護	⑨ 介護老人福祉施設(地域密着型を含む)
④ 短期入所療養介護	⑩ 介護老人保健施設
⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	⑪ 介護医療院
⑥ 夜間対応型訪問介護	⑫ 特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)

(2) 上の(1)の事業所が次の条件に該当すること

- ① 24 時間対応、深夜対応又は夜間早朝対応の在宅サービスを提供するものであること。ただし、夜間早朝対応については、前年度中に加算取得実績があること。
 - ② 交付の申請から助成金の請求まで、現に事業者として開所していること。
- ※ 申し込みが多い場合は、24 時間対応を実施している事業所を優先します。
次に深夜対応の実施、夜間早朝対応の実施をしている順とします。

3. 健康診断の検査項目

助成対象となる健康診断とは、労働安全衛生規則第44条第1項各号に定める定期健康診断です。

① 既往歴および業務歴の調査	⑦ 肝機能検査
② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	⑧ 血中脂質検査
③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	⑨ 血糖検査
④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査	⑩ 尿検査
⑤ 血圧の測定	⑪ 心電図検査
⑥ 貧血検査	

※上記項目のうち一部の項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でない
と認めるときは、省略することができます。なお、上記と同時に行ったその他の検査項目も含むもの
とします。

4. 助成金額

1事業所 75,000円まで（交付金の支払は、申請全事業者の請求書類が整ってからになります。）

助成限度額の範囲内で、以下の金額を**事業者(法人)**に助成します。

※ 領収書の宛名が非常勤職員個人の場合、別に該当者の受け取りが確認できるものが必要になります。

(1) 非常勤職員の定期健康診断費用(上記3の健診と同時に行ったその他の検査項目も含む)

1人1回を限度とし、**7,500円を上限**に助成します。

(2) 精神保健相談に要する費用

全額の2分1を助成します。

※ 精神保健相談費用の助成を受けるためには、非常勤職員の健康診断を実施していることが必要
です。

5. 申込締切日 令和8年 10月1日(木)

6. 助成金の申請から交付までの流れ

(1) 区へ申請

(令和8年 10月1日(木)まで)

受診予定者本人に同意を得た後、下記の書類を区へ提出してください

【 提出書類 】

① 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付申請書
(第1号様式)

② 事業所概況説明書

③ 個人情報使用同意書(承諾者の印はゴム製スタンプ印は不可です)

※ 提出書類の様式は、杉並区HPIに掲載しております。

(2) 交付決定

対象事業者には交付決定通知書、非対象事業者には不交付決定通知書を送付し
ます。

(3) 健康診断等受診 必ず実績報告の提出までに受診してください

(4) 区へ実績報告 (令和9年1月29日(金)まで)

申請者全員の受診が終わり次第、速やかに下記の書類を区へ提出してください。

【 提出書類 】

- ① 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等実施報告書(第4号様式)
- ② 受診費用領収書の写し(対象者全員分)
- ③ 受診状況一覧
- ④ 雇用契約書の写し(対象者全員分)

※ ②については、領収書の宛名が非常勤職員個人の場合は、別に該当者の受け取りが確認できるものが必要になります。

(5) 確定通知

(実績報告から1カ月程度)

助成金額を明記した確定通知書を送付します。

(6) 区へ交付請求

(確定通知受け取り後は、速やかに提出してください。)

【 提出書類 】

- ① 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付請求書(第6号様式)
- ② 口座振替依頼書

(7) 助成金の交付

※ 助成金の交付を受けた事業者を対象に、令和9年4月頃に令和8年度助成対象職員在籍状況調査を行います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

7. 問い合わせ及び送付先

〒166-8570
杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所 介護保険課 事業者係
非常勤職員健康診断等助成事業担当 あて
電話 03-3312-2111 内線1336